

令和8年度MONDAプロジェクト（仮称）業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度MONDA*プロジェクト（仮称）業務

※MONDA（もんだ）とは

「男性は仕事をするもんだ」「女性は家庭を守るもんだ」などの固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）のこと（以下、「固定的性別役割分担意識等」という。）

2 事業背景と目的

地域社会に根強く残る固定的性別役割分担意識等は、地方で暮らす女性の居心地の悪さにつながっており、自分自身が希望する生き方を諦めてしまう要因の一つにもなっているのではないかと懸念もある。

また、固定的性別役割分担意識等には、性別や年代によって捉え方・考え方にギャップがある。

このため本事業は、固定的性別役割分担意識等についてみんなで考え、課題について気づききっかけをつくり、多様な価値観を持つ女性が、ありたい自分を思い描きながら、性別に関わらず、誰もが生き活きと暮らしやすい社会につなげていくための啓発を実施する。

3 業務内容

(1) 固定的性別役割分担意識等の見える化（事例公募及び公表）

① 公募対象者 県内在住者

② 募集内容

・自身が経験した、または見聞きした固定的性別役割分担意識等のエピソード

③ 応募目標数 100件以上

④ 留意点

・誰もが応募しやすい手法を用いること。（SNSは必須とする）。

・本業務の目的を踏まえた印象的かつインパクトのあるキャンペーン名とすること。

・なぜ県が当該業務を実施しているのか、県民に考えてもらう機会となるよう工夫すること。

・多数の事例を確保するため、効果的な広報を実施すること。公募対象者に訴求効果が高いと見込まれる手法・広報内容を設定すること。

・募集に必要な広報物を作成すること。作成・配付にあたっては、県及び関係団体への配付を前提とし、必要部数等を設定すること。

・広報物、媒体、広告設定及びスケジュールを広報計画として定め、事前に県に報告すること。

・収集した事例はすべて取りまとめ、県と協議し、適切な事例かを決定したうえで

で広く公開できるようにすること。

(2) 公募事例を活用した啓発資材の作成、啓発の企画・実施

- ① 啓発対象者 県内在住者
- ② 啓発媒体 次の条件を勘案したものを提案すること。
 - ・ 固定的性別役割分担意識等の事例は無数にあることを認識してもらおうツールであること（常にアップデートが可能であること。）
 - ・ 固定的性別役割分担意識等には世代間ギャップがあることを踏まえ、伝えたい世代ごとに効果的な啓発となるよう企画すること。
 - ・ 固定的性別役割分担意識等へのアプローチには、長期かつ継続的な意識啓発が必要なため、令和9年度以降も県が変化を加えながら継続して活用できるよう企画すること。
- ③ 内容
 - ・ 本業務の趣旨を広く県民に認知、関心を持ってもらえるよう、メディア等の広報媒体や各種広報手法を活用し、啓発資材を用いたイベント等を企画・実施すること。

(3) 自由提案について

本業務の予算の範囲内において、本仕様書に記載する業務手法以外に、提案者が実施できるもの（例えば、より効果が期待できる訴求方法など）があれば、その内容について企画提案に盛り込むこと。

(4) その他

- ① 本業務については、事前に県と協議のうえ実施すること。
- ② 本業務の進捗報告、その他必要な事項について県と意見交換を行うための定期協議の場を設定するとともに、その内容について記録を残すこと。

4 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

5 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。

6 成果物

- (1) 広報に係る各種データ

- (2) 制作した啓発資材データ
- (3) 応募作品一覧リスト
- (4) 業務実施報告書（A4版）1部
- (5) その他、県が指示したもの

7 委託履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

8 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

9 代金の支払い方法

完了払

10 委託上限額

6,820千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

11 留意事項

- (1) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (2) 制作物に出演者の肖像権が発生する場合は、継続的な使用を想定しているため、その点について、出演者の承諾を得ておくこと。
- (3) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ・ 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS等での公開
 - ・ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (4) (3)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (5) 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行い、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを受託者が保証するものとする。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託に対する管理方法を書面にて報告し、承諾を得ること。
- (7) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律及び県の定

める「個人情報特記事項」を遵守すること。

- (8) 仕様書について疑義が生じた場合については、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。
- (9) 委託業務完了後、速やかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと佐賀県が判断した場合には、佐賀県の指示を受けながら、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県の協議によることとする。

12 問い合わせ先

佐賀県男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課

所在地 : 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

電話 : 0952-25-7062 FAX : 0952-25-7338

メール : danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp